

(ケアマネジメント機能の拡充)

報告書本文

- 精神障害者の地域生活支援のための基本的な体制として、地域において相談支援を担う事業所が、医療機関と連携を図りつつ、ケアマネジメントを実施する体制の確立が求められる。
- 精神障害者に対するケアマネジメント機能を充実する観点から、サービス利用計画について、病院等から地域生活への移行や地域での自立した生活を営むことを目指す者を含め、その対象者を更に拡大するなど、充実を図るべきである。
- 精神障害者本人による自己選択、自己決定に基づいて、個々の精神障害者の状況に応じたケアマネジメントが促進されるよう、サービス利用計画の作成手続について、現在支給決定後に作成することとなっている取扱いを見直すとともに、作成後においても、継続的にモニタリングを実施する仕組みとすべきである。
- 入院を繰り返す者など、重症の精神障害者の地域生活支援に当たって、訪問看護ステーション等においても、ケアマネジメントの理念に基づいて、多職種連携の下で、精神障害者の状態の変化に応じて、迅速かつ適切な支援を提供するとともに、適切なケアマネジメントを通じて障害福祉サービス等による支援が円滑に提供されるよう、地域において相談支援を担う事業所との密接な連携を図る体制の充実を図るべきである。
- 極めて濃厚な支援が必要な重症の者については、重点的かつ包括的に支援を行う仕組みの構築を図るべきである。このような支援の対象者は、受診中断者や未受診者など、危機介入を行うべき対象者とも重複することから、危機介入の体制と連続性のある、もしくは一体的な仕組みとすべきである。
- これらの仕組みの導入に当たっては、モデル的な事業の実施・検証を経て、行政機関の関与のあり方も含め、具体的な体制のあり方について検討するとともに、医療・福祉資源の適切な利用の観点を踏まえて、対象者の明確化を図るべきである。

対応状況

【法案(国会審議中)】

- 「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案」において、障害者自立支援法を改正し、サービス利用計画作成費の支給対象について、入所施設又は入院している障害者であって地域移行を望むもの等、生活環境が大幅に変化することが見込まれる者等に拡大
- 「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案」において、障害者自立支援法を改正し、市町村による支給決定の前にサービス利用計画案を作成し、これを勧案して支給決定を行う仕組みを創設

【予算】

- 「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」において、未受診・受療中断等の精神障害者に対し、多職種チームの訪問による支援体制の構築を行うための予算を計上(H22年度、再掲)
- 精神保健福祉士実習・演習教員及び実習指導者講習会を実施予定(平成22年度)

【その他】

- 「今後の精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会」において、精神保健福祉士養成教育カリキュラムの見直しについて取りまとめ(H24.4.1実施予定)
- 多職種による重度精神疾患患者への治療介入と生活支援に関する調査研究(H21年度障害者保健福祉推進事業、特定非営利活動法人京都メンタルケア・アクション)の中で、相談支援事業所との連携体制を検討
- 全国のACTの質の向上のための実態調査と立ち上げ支援事業(平成21年障害者保健福祉推進事業、特定非営利活動法人地域精神保健福祉機構)
- 市町村、保健所及び精神保健福祉センターに対して、その機能のあり方等に関するアンケート調査を実施(H22.1)
- 相談支援事業(地域生活支援事業)において、専門的職員を市町村に配置するとともに、広域的な支援を行うアドバイザーを都道府県に配置

○ 精神保健福祉士について、「精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会」における検討結果を踏まえ、精神障害者の地域生活の支援を担うという役割の明確化、保健福祉系大学等における養成課程の水準の確保、資格取得後の資質向上の責務の明確化をはじめ、制度上の対応を図るべきである。

また、精神科病院等の精神科医療機関での実習の必須化を含め、質の高い精神保健福祉士の養成のためのカリキュラムの見直しについて引き続き検討すべきである。

○ また、研修事業の充実等を通じて、相談支援専門員をはじめ相談支援を担う人材の養成とその資質の向上を図るべきである。

イ 住まいの場の確保について

(グループホーム・ケアホームの整備促進・サービスの質の向上等)

報告書本文

対応状況

○ グループホーム・ケアホームについて、整備費の助成制度や公営住宅の活用等を通じて、更に整備を促進すべきである。
その際、地方公共団体は、障害福祉計画等に基づく計画的な整備を行うとともに、整備実現に向けた地域住民との調整を含め、自ら積極的に整備を促進すべきである。

また、平成21年度の障害福祉サービス報酬改定において、夜間の安全・安心を確保するための必要な人員体制の充実等の措置を講じたところであるが、今後とも支援内容の向上をはじめ質の面での充実を引き続き図るべきである。

○ 今後、新たな目標値に基づいて統合失調症患者の地域生活への移行を更に進めていくために、障害福祉計画に基づく居住系サービス等の見込量についても、新たな目標値と整合性を図りつつその見直しを行うとともに、計画的な整備を一層進めていくべきである。

○ より重度な精神障害者の地域移行の取組を支え、また、医療観察法の対象者や刑務所から出所する者、依存症患者等の多様なニーズに応える観点から、現行のグループホーム・ケアホームの機能の強化による対応を含め、居住支援のあり方について検討すべきである。

【通知】

● 障害者の住まいの場の確保のための福祉部局と住宅部局の連携に係る国交省との連名通知を各都道府県・政令指定都市に発出し、公営住宅のグループホーム・ケアホームとしての活用、グループホーム・ケアホームの整備費助成、公営住宅への入居促進、公的な債務保証制度等について周知(H21.11)

【障害福祉サービス報酬改定】

● 医療観察法に基づく通院医療の利用者や刑務所出所者等、地域生活への移行に特別の個別支援を要する者に対する支援に係る評価の創設(H21年度)
・グループホーム、ケアホーム:670単位/日(地域移行個別支援特別加算)

【その他】

● 平成21年より、毎年、いわゆる「630調査」において統合失調症の入院患者数を迅速に把握することとした

(公営住宅への入居促進)

○ 優先枠設定等による優先入居の一層の普及、民間住宅の借上げによる公営住宅の供給の促進、先進事例の調査研究やその成果の普及等を通じて精神障害者の公営住宅への入居促進を図るべきである。

【通知】

● 障害者の住まいの場の確保のための福祉部局と住宅部局の連携に係る国交省との連名通知を各都道府県・政令指定都市に発出し、公営住宅のグループホーム・ケアホームとしての活用、グループホーム・ケアホームの整備費助成、公営住宅への入居促進、公的な債務保証制度等について周知(H21.11)

(公営住宅のグループホーム・ケアホームとしての活用促進)

| 報告書本文 | 対応状況 |
|--|---|
| <p>○ 地方公共団体の住宅部局及び福祉部局並びにグループホーム事業者の具体的な連携方策を示したマニュアルの作成・普及等により、公営住宅のグループホーム・ケアホームとしての活用を更に促進すべきである。</p> | <p>【通知】</p> <p>● 障害者の住まいの場の確保のための福祉部局と住宅部局の連携に係る国交省との連名通知を各都道府県・政令指定都市に発出し、公営住宅のグループホーム・ケアホームとしての活用、グループホーム・ケアホームの整備費助成、公営住宅への入居促進、公的な債務保証制度等について周知(H21.11)</p> |

(民間賃貸住宅への入居促進)

| | |
|---|--|
| <p>○ 精神科病院からの地域移行だけでなく、グループホーム・ケアホームでの生活から、より自立した生活への移行を円滑にするという観点も踏まえ、「あんしん賃貸支援事業」や公的家賃債務保証制度の普及等を引き続き図ることにより、民間賃貸住宅への入居を更に促進すべきである。</p> | |
|---|--|

ウ 生活支援等障害福祉サービス等の充実について

(訪問による生活支援の充実等)

| | | | | | | | | | |
|--|---|-------|-------|--------|---------------|--------|-----------------|--------|-----------------|
| <p>○ 地域における精神障害者への継続的な生活支援を確保する観点から、平成21年度の障害福祉サービス報酬改定において、訪問による生活訓練の評価の充実を行ったところであるが、引き続き訪問による生活支援の活用による支援の充実を図るべきである。</p> | <p>【H21年度障害福祉サービス報酬改定】</p> <p>● 生活訓練(自立訓練)の訪問型</p> <table border="0"> <tr> <td><改定前></td> <td><改定後></td> </tr> <tr> <td>・上限週2回</td> <td>→ 月14回かつ6月50回</td> </tr> <tr> <td>・187単位</td> <td>→ 254単位 (1時間未満)</td> </tr> <tr> <td>・280単位</td> <td>→ 584単位 (1時間以上)</td> </tr> </table> | <改定前> | <改定後> | ・上限週2回 | → 月14回かつ6月50回 | ・187単位 | → 254単位 (1時間未満) | ・280単位 | → 584単位 (1時間以上) |
| <改定前> | <改定後> | | | | | | | | |
| ・上限週2回 | → 月14回かつ6月50回 | | | | | | | | |
| ・187単位 | → 254単位 (1時間未満) | | | | | | | | |
| ・280単位 | → 584単位 (1時間以上) | | | | | | | | |